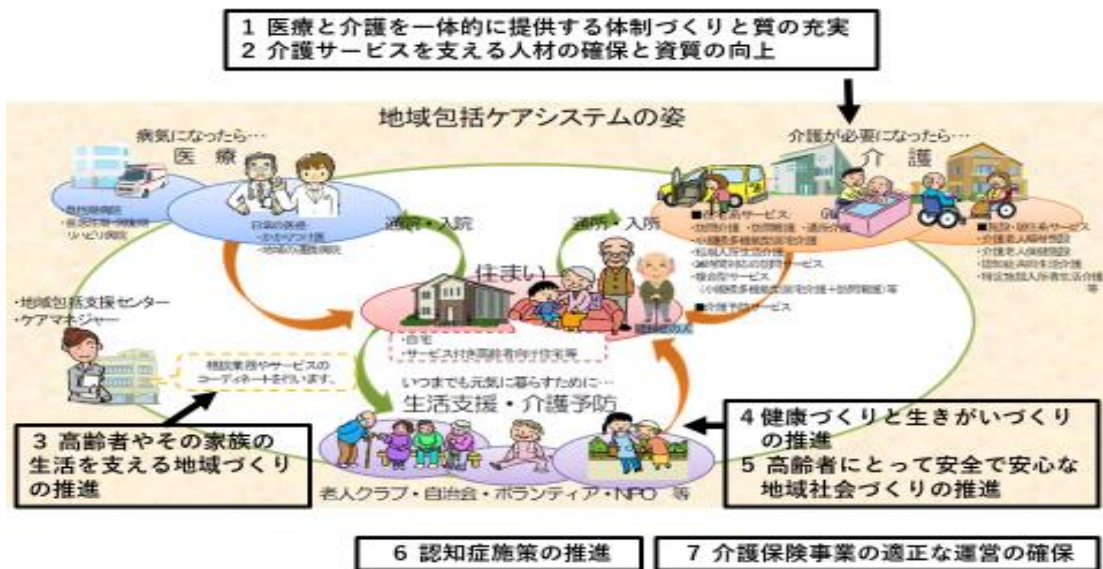


第5部 施策の推進方策

第5部 施策の推進方策

本県では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、以下の7項目を施策の柱に掲げ、様々な取組を積極的に展開します。

7つの施策の柱



施策の体系

1 医療と介護を一体的に提供する体制づくりと質の充実

- (1) 利用者の立場に立ったサービスの拡充と介護保険施設等の整備
- (2) 介護サービス事業所の災害・感染症対策
- (3) 高齢者の権利擁護と養護者支援の推進
 - ① 高齢者虐待の防止と養護者支援等の推進
 - ② 介護保険施設等における身体拘束廃止の徹底
- (4) サービスの円滑かつ適正な利活用の推進と事業者の質の向上
 - ① 情報提供の充実
 - ② 介護サービス提供事業者の質の向上
 - ③ サービス苦情処理体制の整備
- (5) 医療との連携強化
 - ① 医療と介護の連携推進と在宅医療の充実
 - ② 地域リハビリテーション体制の充実

2 サービスを支える人材の確保と資質の向上

- (1) サービスを支える人材の確保
 - ① 新規卒就職者の確保
 - ② 他分野からの就業促進
 - ③ 潜在介護・福祉人材の再就業促進
 - ④ 就業者の定着促進
- (2) サービスを支える人材の養成と資質向上

3 高齢者やその家族の生活を支える地域づくりの推進

- (1) 地域包括ケアシステムの深化
 - ① 地域包括支援センターの機能強化
 - ② 地域包括ケアシステム推進にかかる市町の取組支援
- (2) 生活支援サービス等の基盤整備の推進
- (3) 介護予防の推進
- (4) 身近な相談体制の整備
 - ① 相談体制の充実
 - ② 要介護者の家族等への支援

4 健康づくりと生きがいづくりの推進

- (1) 運動習慣づくりの推進
- (2) 適切な食生活の推進（口腔ケアと栄養管理）
- (3) 生きがいづくりと社会参加の促進
 - ① 老人クラブ等の生きがい活動の充実
 - ② 学習機会の拡充
 - ③ 地域貢献活動への参加促進
 - ④ 高齢者雇用の機会確保と促進
- (4) 働く世代からの健康づくりの推進

5 高齢者にとって安全で安心な地域社会づくりの推進

- (1) 地域における支え合いの推進
 - ① 地域での見守り体制等の充実
 - ② 高齢者福祉ボランティアの育成
- (2) 安全で安心な地域社会づくり
 - ① バリアフリー社会の推進
 - ② 多様な住環境の整備
 - ③ 共生社会づくりの推進
 - ④ 消費生活の安全確保及び犯罪被害の防止
 - ⑤ 高齢者の交通安全対策の推進
 - ⑥ 地域における災害に対する体制の整備

6 認知症施策の推進

- (1) 早期診断と診療体制の整備、円滑な退院と在宅療養の支援
- (2) 介護サービス事業所等における認知症対応力の強化
- (3) 地域における支援体制の構築

7 介護保険事業の適正な運営の確保

- (1) 公平・公正かつ適切な要介護認定の実施体制の確保
- (2) 介護給付適正化の推進
- (3) 介護サービス事業者に対する指導の徹底

1 医療と介護を一体的に提供する体制づくりと質の充実

(1) 利用者の立場に立ったサービスの拡充と介護保険施設等の整備

現状と課題

高齢者がますます長寿となることに伴い、介護を必要とする高齢者が年々増加するとともに、その状態像や介護ニーズも多様化していることから、近年では有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が、こうした多様な介護ニーズの一部の受け皿にもなっています。また、今後の医療・介護の改革の方向性や地域における需要の動向などを踏まえ、医療機関自らの判断により療養病床の再編が進んでいますが、再編によって、新たな介護ニーズが発生しています。

今後とも、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスなど在宅生活を支えるサービスの導入を推進するとともに、介護保険施設等の計画的な整備を進める必要があります。

また、特別養護老人ホームの優先入所の徹底などにも、併せて取り組んでいく必要があります。

成果指標	現状値	目標値
特別養護老人ホームの申し込みから入居までの期間が3か月以内の割合	60.9% (2019(R1))	60%以上 (2023)

施策の方向

ア 在宅生活を支えるサービスの基盤整備などの推進

要介護高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支えるために、地域の実情に応じた介護サービスが提供されるよう、定期巡回・随時対応型訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護などの導入を支援します。

イ 介護保険施設の整備

計画圏域単位を基本として、特別養護老人ホームなどの整備を計画的に進めます。また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況の把握に努め、それぞれの地域の状況に応じて計画的に整備を進めます。

ウ 福祉サービス提供基盤の整備

軽費老人ホームの整備については、入所需要に応じて進めます。

エ 施設の個室ユニット化の推進

介護保険施設や軽費老人ホーム等の生活環境については、できる限り自宅での暮らしに近づけるとともに、個人の尊厳を確保する観点から、個室ユニット型[※]を基本としつつ地域における特別の実情を踏まえて整備を進めます。

なお、多床室においても、個々のプライバシー保護に配慮した居住空間となるよう整備を進めます。

※個室ユニット型 … 介護保険施設等で、入所者個人の尊厳を支える個室と少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えたもの

■介護保険施設の個室ユニット化の整備目標

単位：床

種別	圏域名	2020(R2)年度末(見込)			2023年度末		
		整備数 A	個室ユニット B	割合 B/A	整備数 A	個室ユニット B	割合 B/A
特別養護 老人ホーム	南加賀	1,450	850	58.6%	1,450	870	60.0%
	石川中央	3,875	1,916	49.4%	3,933	2,054	52.2%
	能登中部	1,174	285	24.3%	1,184	285	24.1%
	能登北部	882	307	34.8%	882	365	41.4%
	県計	7,381	3,358	45.5%	7,449	3,574	48.0%
介護老人 保健施設	南加賀	995	0	0.0%	995	0	0.0%
	石川中央	2,035	225	11.1%	2,035	241	11.8%
	能登中部	579	0	0.0%	579	0	0.0%
	能登北部	260	36	13.8%	260	36	13.8%
	県計	3,869	261	6.7%	3,869	277	7.2%
介護医療院	南加賀	185	0	0.0%	185	0	0.0%
	石川中央	260	0	0.0%	364	0	0.0%
	能登中部	241	0	0.0%	241	0	0.0%
	能登北部	279	0	0.0%	279	0	0.0%
	県計	965	0	0.0%	1,069	0	0.0%
合計	南加賀	2,630	850	32.3%	2,630	870	33.1%
	石川中央	6,170	2,141	34.7%	6,332	2,295	36.2%
	能登中部	1,994	285	14.3%	2,004	285	14.2%
	能登北部	1,421	343	24.1%	1,421	401	28.2%
	県計	12,215	3,619	29.6%	12,387	3,851	31.1%

※石川県健康福祉部長寿社会課「個室ユニット化に係る意向調査」(令和2年12月)

※特別養護老人ホームは地域密着型を含む。

オ 特別養護老人ホームの優先入所の推進

入所の必要性の高い人が優先的に入所できるよう「石川県介護老人福祉施設入居指針」の徹底を指導します。

カ 療養病床から介護医療院等への円滑な転換

I 医療機関への支援

療養病床の再編について医療機関の理解と協力が得られるよう、関係団体への情報提供や啓発等に努めます。

介護療養型医療施設等から介護医療院等の円滑な転換に向けて、手続き等の技術的な助言や整備費補助など必要な支援を行います。

II 入院患者や家族への支援

市町や地域包括支援センターに相談窓口を設置し、入院患者や家族が抱く不安や悩みに対応していきます。

■療養病床の転換に関する相談窓口

県における相談窓口	石川県健康福祉部長寿社会課 電話 076-225-1416
利用者や医療機関からの療養病床 転換に関する相談など全般	石川県健康福祉部医療対策課 電話 076-225-1433
各市町における利用者等の相談窓口	各市町の担当課及び地域包括支援センター

(2) 介護サービス事業所の災害・感染症対策

現状と課題

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要な介護サービスが安定的・継続的に提供されることが求められます。

こうした中、近年、大規模な災害が各地で発生しており、介護事業所に甚大な被害をもたらしています。災害への対応力を強化し、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを提供していく体制を確保していくことが必要です。災害時においては、施設職員だけではその対応が十分でない場合が多く、また救助された被災者を一時的に避難させる場所も必要です。

このため、介護サービス事業者が、感染症や災害の発生に備え、業務継続に向けた計画等の策定や研修、訓練等に取り組むなどの対策が求められています。

施策の方向

ア 「高齢者施設における防災計画」作成の徹底

「高齢者施設における防災計画作成指針」*を参考に入所者の特性や施設の立地環境等に応じた防災計画の作成の徹底と、マニュアルの実効性を高める定期的な防災訓練の実施を指導します。

*高齢者施設における防災計画作成指針 …高齢者施設が防災計画に盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すもの

イ 高齢者施設における防災組織体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するよう指導します。

ウ 高齢者施設における防災士の育成

「共助」の要となる自主防災組織との連携強化を図るため、災害時に大きな被害が出るおそれのある高齢者施設において、防災に関する知識を持ち、組織のリーダーとなる職員等が防災士資格を取得することを推進します。

エ 近隣住民、近隣施設との協力体制の確保

近隣に所在する施設や医療機関、地域住民、ボランティア組織とも連携を深め、緊急の場合の応援、協力体制を確保するよう病院等との相互間の連携を図るよう指導します。

オ クラスタ発生時における施設間の相互応援体制の確保

高齢者施設での新型コロナウイルス感染症の発生により職員不足となる事態に備えて、施設間で相互に応援職員を派遣する「いしかわ福祉施設相互応援ネットワーク」を構築し、緊急時でもサービスが継続して提供できる体制を確保します。

カ 事業所における感染症対策の支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、様々な工夫のもと、感染症対策を講じている施設に対し、石川県看護協会や石川県立看護大学の協力のもと、感染管理の専門家派遣や研修開催など、介護現場における感染症への対応力強化に向けた必要な支援を行います。また、研修等を通じて、感染症発生時に備えた業務継続計画の策定を支援します。

(3) 高齢者の権利擁護と養護者支援の推進

現状と課題

高齢者虐待防止法施行後も、市町では関係機関の協力を得ながら積極的に高齢者虐待防止と養護者支援（以下「高齢者虐待防止等」という。）に取り組んでいます。依然として虐待は後を絶ちません。県内の事例では、養護者から虐待を受けた高齢者の約7割が要支援・要介護認定者であり、そのうち、約8割が認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）でした。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待は、県内介護保険サービスに対する県民の信頼を大きく揺るがすものです。

虐待事例の中には、問題が複雑に絡み合い、解決が困難な事例も少なくありません。今後も、解決が困難な虐待事例への対応に加え、虐待予防の取組も強化していく必要があります。

また、介護保険施設等での身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者ケアの基本的なあり方に関わるものであり、高齢者の生活の質を根本から損なう危険性を有しています。指導的立場にある者を始めとして、関係者が一致協力して身体拘束廃止に取り組む必要があります。

■ 高齢者虐待の状況

単位：件

区分		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)	
		養介護施設	養護者	養介護施設	養護者	養介護施設	養護者
件数		3	153	3	154	12	153
種別 (重複有)	身体的虐待	3	99	2	105	8	106
	介護・世話の放棄・放任		41		33	9	19
	心理的虐待	1	65	4	55	2	47
	性的虐待	1	1				
	経済的虐待	1	23		15	4	16

単位：人

区分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
身体拘束廃止推進員養成研修	77	114	143	89

施策の方向

① 高齢者虐待の防止と養護者支援等の推進

ア 市町に対する支援強化

市町や地域包括支援センターの要請に応じて、弁護士等で構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣し、解決が困難な事例への対応を支援します。

イ 高齢者虐待防止等に関する普及啓発

県民一人ひとりが、高齢者の尊厳について理解を深めることが虐待防止につながることから、引き続き、県民に対する高齢者虐待防止等に関する知識の普及啓発を図ります。

また、養護者から虐待を受けた高齢者の中には認知症である方が多いことから、成年後見制度の利用や社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業の普及啓発を図ります。

ウ 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への取組強化

虐待の根絶に向け、高齢者虐待に関する研修に虐待発生の大きな要因であるストレス管理に関する講義を取り入れるほか、管理者に対する研修時間を増やすなど、取組内容の充実を図ります。

また、施設における虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催や指針の整備等が行われるよう指導の徹底を図ります。

② 介護保険施設等における身体拘束廃止の徹底

ア 身体拘束に関する知識の普及啓発、研修の実施

介護サービス事業者等に対する実地指導や研修会を通じ、介護従事者はもとより、指導的立場にある施設長などに対する指導を図ります。また、利用者やその家族を対象として身体拘束に関する知識の普及啓発を図ります。

イ 身体拘束実態調査の実施

施設サービス事業者を対象に実態調査を実施し、その結果、身体拘束の廃止に向けた取組につなげます。

(4) サービスの円滑かつ適正な利活用の推進と事業者の質の向上

課題と現状

介護保険制度においては、利用者や家族が自らサービスを選択できるよう、介護サービス事業者の情報が重要となることから、誰もが利用しやすい情報提供システムの整備が必要となります。また、情報提供を行う上で介護サービス事業者が自らサービスの質を高める取組も重要です。

サービスに対する苦情等については、利害関係を有する当事者間だけでは解決困難な場合もあり、特に弱い立場に立たされることが多い利用者の権利と人権の擁護に配慮し、第三者的立場から中立かつ公正に処理する必要があります。

施策の方向

① 情報提供の充実

ア 介護サービス情報の公表制度[※]の実施

介護サービス事業者の提供する情報が適切に報告・公表されるとともに、活用されるよう、制度の円滑な実施と県民への制度の普及啓発を図ります。

※介護サービス情報の公表制度 … 介護サービス事業者が、サービス内容や運営状況などの利用者がサービス事業者を選択するために必要な情報を県へ報告し、県が報告内容を公表する制度

イ 介護保険制度の理解と介護サービスの利用の促進

「いしかわ介護フェスタ[※]」や、介護保険をテーマとした県政出前講座を実施し、広く県民に介護保険制度の周知を図ります。

※いしかわ介護フェスタ … 毎年開催している、介護の魅力や重要性を伝え、介護分野全体のイメージアップを図るイベント

② 介護サービス提供事業者の質の向上

ア サービスの質の向上に向けた自主的な取組の推進

介護サービス事業者が自らサービスの質の向上に向けた取組を積極的に行うことができるよう、管理者等を対象とした介護の質を高める研修の実施や実地指導を通じた取組の促進を図るとともに、事業者が自主的な点検を行うなど、自ら法令遵守に努めることができるよう支援します。

イ 第三者評価制度の推進

客観的・専門的な第三者による評価を受けることで、サービスの質の向上が図られるよう、より多くの事業者の受審を働きかけるとともに、公正・中立な評価を実施するため、適切な評価ができる調査者の確保に努めます。

③ サービス苦情処理体制の整備

ア 介護サービス事業者における苦情処理体制の整備の確立

利用者からの苦情に対し適切に対応できるよう、自らの苦情受付窓口の設置等、苦情処理体制の整備を指導します。

イ 市町における苦情処理体制の整備

住民からの苦情等に対し、適切な情報提供と助言が行えるよう支援します。

ウ 石川県国民健康保険団体連合会による苦情相談窓口の設置

介護サービスに関する苦情等に対して、石川県国民健康保険団体連合会において中立・公正な立場から必要な指導・助言を行います。

■ 石川県国民健康保険団体連合会における苦情相談の受付状況

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
要介護認定		6	2
保険料			
ケアプラン		1	2
サービス供給量	1	2	
介護報酬			
その他制度上の問題	4	5	2
行政の対応	2	1	
サービス提供・保険給付	18	23	12
その他	28	15	28
合計	53	53	46

(5) 医療との連携強化

現状と課題

高齢者がますます長寿となることに伴い、長期にわたる療養や介護を必要とする慢性疾患患者が増加しており、生活の質(QOL)を重視した在宅医療に対するニーズが高まっていくことが見込まれます。また、核家族化の進行や女性の社会進出、さらにはひとり暮らし高齢者の増加など、家庭環境の変化にも配慮した対応も求められています。

今後も、こうしたニーズに対応していくため、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、リハビリ職種、栄養士、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員、地域包括支援センターなど在宅医療を支える人材の育成や、介護関係者を含めた多職種による協働を推進し、在宅医療を支える体制を構築する必要があります。

加えて、地域の実情に応じた訪問診療を行う医療機関の確保など、日常の療養支援が可能な体制の構築とともに、24時間いつでも往診や訪問看護の対応が可能な連携体制や急変時の入院医療機関における円滑な受け入れといった後方支援体制の構築が求められています。

さらに、住み慣れた自宅や介護施設等における看取りの体制なども充実していく必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、予防から急性期、回復期、維持期の各ステージにおける、切れ目のないリハビリテーションサービスの提供が求められています。本県は、通所リハビリテーション事業所などリハビリテーションに取り組む事業所は比較的多く、体制は充実していますが、退院又は退所後間もない高齢者に対する短期集中的なリハビリテーションに取り組む事業所は全国と比較すると少ない状況です。

県リハビリテーションセンターでは、高度な福祉用具の整備に加え、市町や関係者における、日常動作のリハビリテーションや福祉用具の活用方法等に関する知識・技術の向上に努めています。

今後も、地域リハビリテーション関係機関の有機的な連携体制の整備やリハビリテーションサービスに従事する職員の資質の向上が重要です。

施策の方向

① 医療と介護の連携推進と在宅医療の充実

ア 在宅医療・介護連携の推進

I 連携体制の整備

市町が地域の医師会等と連携して取り組む、在宅医療・介護連携の推進に係る事業において、中心的な役割を担うコーディネーター等に対してスキルアップ研修の開催や、市町をまたいだ広域的な連携の場を設け、課題解決や情報共有、ネットワークの構築を推進するほか、医療と介護に係るデータを分析・活用することで、市町ごとの地域の実情に応じた目標設定や取組の評価を通じた連携体制の継続的な改善・発展を支援します。

II 患者の診療情報等の共有化

退院後ケアの円滑な提供に向けて、医療・介護の入退院時の連携強化を図り、入院医療から在宅療養への円滑な移行を促進します。また、在宅医療に携わる多職種によるチームの連携を円滑に行うため、「いしかわ診療情報共有ネットワーク」を活用し、急変時の受入を行う医療機関を含め患者の診療情報の共有化を進めます。

III 在宅医療を支える人材の資質向上

各地域に整備してきた在宅医療連携グループなどと連携して、地域の在宅医療を推進する上で中核となる者に対する研修を実施し、在宅医療に従事する者の養成と資質の向上に努めます。

イ 住民への普及啓発

住民の在宅医療に関する理解や知識を深めるための県民公開講座を開催し、入院から在宅療養への移行プロセスや在宅医療で利用できるサービス、看取り、認知症、フレイルなどに関する住民向けの普及啓発に努めます。

ウ 地域連携の推進等の取組

がんや脳卒中、心血管疾患、糖尿病については、地域連携クリティカルパスの活用や医療・介護関係者を対象とした研修会の開催などにより、専門的治療を行う医療機関と在宅療養を担う機関の連携体制の構築を図ります。

② 地域リハビリテーション体制の充実

ア 急性期、回復期、維持期(生活期)で一貫したリハビリテーションサービスの提供
 退院後の在宅生活での機能低下を予防するために医療から介護保険のリハビリテーションへの円滑な移行を促進し、地域でのリハビリテーションサービスの充実を図ります。

イ 多職種による連携強化

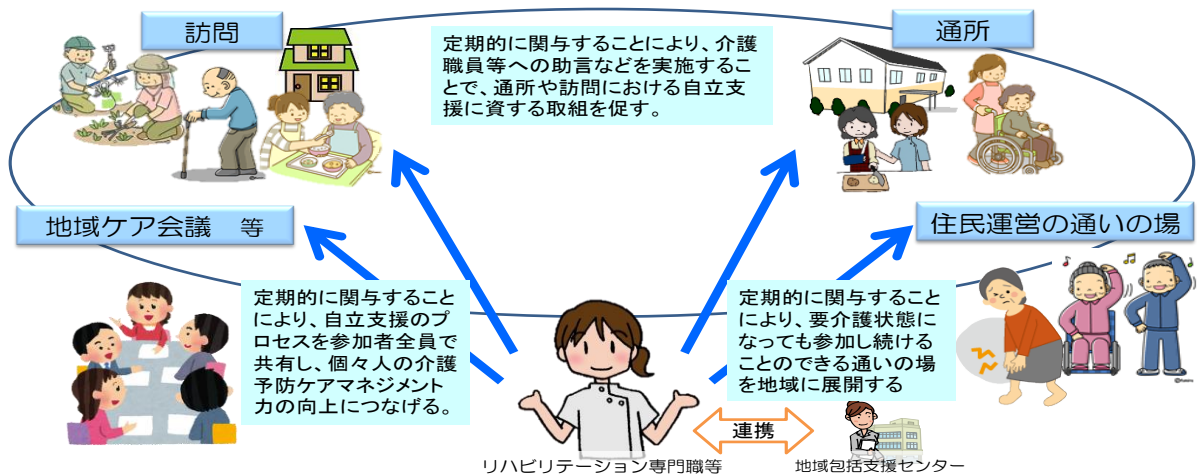
地域での医療、保健、福祉関係機関の連携を強化し、在宅生活を支援するため、地域包括支援センターを中心に自立の促進と介護の軽減を図るリハビリテーションや福祉用具に関する地域の相談体制を充実します。

ウ 地域リハビリテーション関係機関職員の資質向上

地域リハビリテーションに関わる職員に対する技術支援や研修等を実施し、資質の向上を図ります。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

2 サービスを支える人材の確保と資質の向上

団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年には、介護などの支援を必要とする高齢者が増加する一方、支援の担い手となる15歳から64歳の生産年齢人口は減少することが見込まれており、介護を必要とする高齢者を支える介護人材の確保・育成が重要となっています。

そのため、行政と関係業界が一丸となって、「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画」が示す方向性に基づき、現状や課題を踏まえた取組を推進します。

(1) サービスを支える人材の確保

現状と課題

今後、ますます増加する介護ニーズに対応するためには、より一層の介護人材の確保が必要となります。一方、介護・福祉分野の有効求人倍率は、他の産業を上回って推移しています。

こうした状況の中、介護・福祉分野は、学卒就職者や他分野からの就業など、様々なルートからの入職者がいる一方で、離職者もいることを認識しなければなりません。

新規の学卒就職者をしっかりと確保していくため、介護・福祉関係養成施設の学生等に対する働きかけに加え、現在の小中高生に対しても、将来の職業の選択肢として介護・福祉分野を考えてもらえるよう、積極的な取組が必要です。

また、求人側である介護サービス事業者の取組として、多様な手段で他分野からの就業促進を図る必要があります。

さらに、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師などの有資格者でも、介護・福祉分野で就業していない潜在介護・福祉人材が多いことから、潜在介護・福祉人材を掘り起こし、介護・福祉分野の仕事に誘う仕組みが必要です。

一方で、介護・福祉人材の量を確保するためには、新しく入職される方を増やす取組だけではなく、職員が安心して働くことができる職場環境づくりなど、現在従事されている方の仕事に対する満足度を高め、離職される方を減らす取組もまた必要です。

成果指標	現状値	目標値
介護職員数	20,000人 (2019(R1))	23,000人 (2025)

施策の方向**①新規学卒就職者の確保****ア 小中高生を対象とした職場体験等による理解促進**

福祉現場と連携し、福祉教育の推進を行うほか、小中高生を対象に、介護・福祉の現場の話を聞いたり、仕事を体験するなどにより、介護・福祉を正しく理解してもらい、一般的なイメージだけでは知ることができない仕事のやりがいや重要性を理解してもらうことで、将来の職業の選択肢に介護・福祉の仕事が選ばれるよう働きかけます。

イ 進路指導教諭や保護者に対する働きかけ

高校の進路指導教諭や保護者にも介護・福祉の仕事の魅力をしっかりと理解してもらうため、保護者向けのリーフレットを作成・配布し、高校生の進路として介護・福祉分野が選ばれるよう積極的に働きかけます。

ウ 介護・福祉の仕事の魅力の情報発信

より多くの県民に介護・福祉の仕事の内容や魅力について知ってもらうため、職務経験が豊富な福祉施設職員を高校等へ派遣し、若い世代に福祉の仕事の魅力を伝えるなど、様々な方法により情報発信を進めます。

エ 就職面談会の開催等による学卒者の確保

介護福祉士等養成施設の学生のほか、一般大学の学生にも幅広く介護・福祉分野に就職してもらうため、学生と現役の施設職員との交流会や就職活動のスケジュールを踏まえた就職面談会の開催などにより、学卒者の確保に努めます。

オ 介護福祉士等修学資金の貸付等

将来、介護福祉士として働くことを目指している養成施設の学生に対する修学資金貸付制度を継続するとともに、貸付の対象を福祉系高校にも拡充することで、より多くの卒業生が県内で就職してもらえるよう働きかけます。

②他分野からの就業促進**ア 福サポいしかわ（福祉人材センター）におけるマッチング**

介護・福祉人材確保の拠点である福サポいしかわにおいて、求職者の視点に立ったきめ細かなマッチングを推進するとともに、ハローワークとの連携を強化し、ハロー

ワーク求職者向け就職セミナーの定期開催や求職者・求人情報の共有を行うなど、相互の強みを活かした活動を展開します。

イ 未経験者の就労支援

施設見学会や基礎的な介護知識・技術を習得できる研修会の開催、介護助手としての働き方の提案などにより、介護未経験者の仕事に対する不安や疑問を解消し、介護・福祉分野への参入を促進します。

ウ 他業種からの転職者への就職支援金の貸付

介護分野への就職を目指す他業種で働いていた方等に対する「介護職就職支援金貸付事業」を新たに創設し、幅広い人材の介護分野への参入を促進します。

エ 外国人介護人材受け入れ事業所への支援

外国人介護人材の介護の質向上を図るため、技能実習生等の受け入れ事業所が行う日本語能力向上に資する取組への支援に努めます。

また外国人留学生を支援する介護事業所に対する補助制度※により、介護事業所の負担を軽減するとともに、留学生の県内就労を支援します。

※介護事業所に対する補助制度 … 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対し、将来、当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護事業所が奨学金を支給する場合にその一部を補助する制度

③潜在介護・福祉人材の再就業促進

ア 潜在介護人材届出制度の活用

登録者に対し、再就業前の介護・福祉の仕事体験や基礎技術を再確認する機会の提供など、再就業に対する不安の解消に努め、求職者、求人事業所双方の細かな条件をふまえたきめ細かなマッチングを進めます。

イ 潜在介護人材への再就職準備金の貸付

潜在介護人材を対象とした再就職準備金貸付制度を更に充実させ、現場にとって即戦力となる潜在介護人材の再就職を支援します。

ウ 「ナースセンター」における就業相談等

「ナースセンター」において、看護師の再就業の相談や就職先の紹介を行うとともに、再就業に向けたセミナーの実施等により就業を促進します。

④就業者の定着促進

ア 介護職員の処遇改善

介護職員の更なる処遇改善に向けて、処遇改善加算制度の説明会を開催するほか、実地指導時における加算取得の勧奨など、介護サービス事業者の処遇改善加算の取得を促進します。

■ 処遇改善加算の取得率

区分	取得率	
特定処遇改善加算	74.6%	786／1,054事業所
処遇改善加算	93.2%	982／1,054事業所

※R3.2末時点

イ 魅力ある福祉職場づくりの推進

いしかわ魅力ある福祉職場認定制度^{*}を推進し、事業者自らによる人材の定着に向けた取組の支援に努めるとともに、認定法人における特色ある取組等についての情報発信を強化し、人材の確保につなげます。

※いしかわ魅力ある福祉職場認定制度 … 給与体系の明確化、新規採用者の育成体制の構築、休暇取得の促進や労働時間の縮減、資質向上に向けた研修制度の充実などの面において、他のモデルとなる魅力ある福祉職場づくりに取り組む事業者を認定する制度

ウ 介護現場におけるICT・IoT導入促進

ICT・IoTの導入を促進することで、手書きによる介護記録の作成や夜勤時の定期巡回など心身の負担が大きい介護従事者の負担軽減を図り、定着促進につなげるとともに、限られた人材の中で、質の高い介護が提供されるよう積極的に支援します。

エ 介護職員の働きやすい環境の整備

外国人技能実習生を始めとした介護職員用の宿舍等の整備など、介護職員が働きやすい環境整備に対して支援します。

(2) サービスを支える人材の養成と資質向上

現状と課題

介護・福祉人材の資質向上については、新たに入職した人材を養成していくことに加え、各分野で高まる専門性に対応する人材の養成を体系的に行っていくことが重要です。

施策の方向

ア 福祉総合研修センター等の研修の充実

福祉総合研修センターの研修体系に基づき、介護・福祉分野のニーズに応じた研修内容のより一層の充実を図るほか、研修効果を高めるために事前準備や研修後のフォローアップの充実を図ります。

イ 小規模事業所に対する出前研修の実施

研修参加が困難な小規模事業所に対して、講師を派遣し、介護技術の向上を図ります。

ウ 介護支援専門員の養成

実務研修や更新研修の充実により、質の高い介護支援専門員の養成・資質向上を図るほか、関係団体等と連携し、相互の自己研鑽の機会の確保を図ります。

また、主任介護支援専門員^{*}を養成し、更新研修等により資質向上を図ります。

^{*}主任介護支援専門員 … 居宅介護支援事業所の介護支援専門員を技術的に支援する者。介護支援専門員としての実務が5年以上必要

エ ホームヘルパーの養成

介護職員養成研修事業者の確保に努め、ホームヘルパーの養成を図ります。

オ たんの吸引等を行うことができる介護職員の養成

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、訪問介護事業所などで、たんの吸引、経管栄養の医療的ケアを行う介護職員の養成を図ります。

カ 職員間の切磋琢磨によるスキルアップ

日常介護に関する知識・技術を競い合うコンテストの開催など、介護・福祉職員間で、互いに切磋琢磨してスキルアップできるよう取り組みます。

キ 経営者等の意識改革や資質の向上

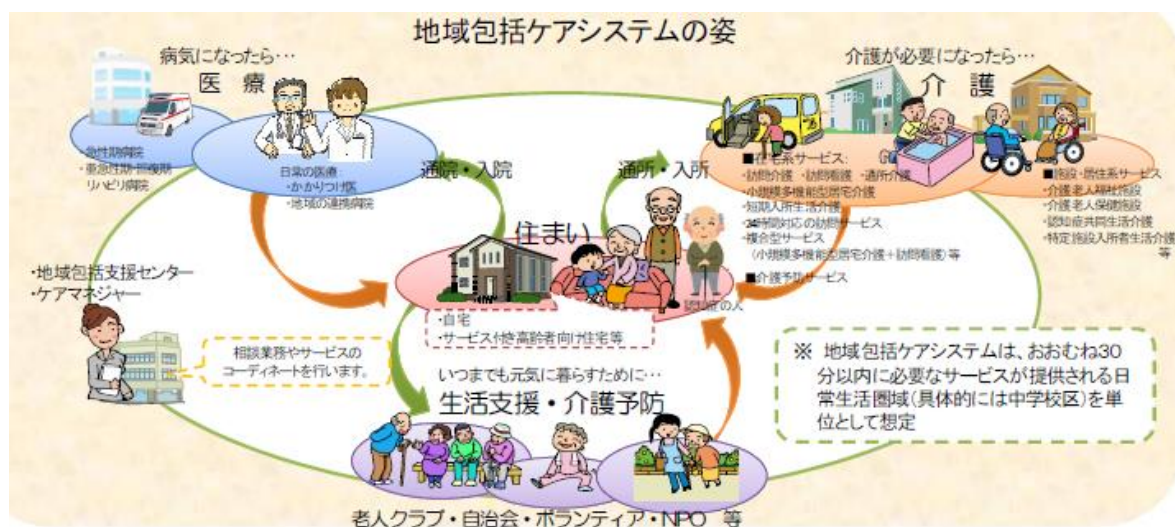
経営者・施設管理者の意識のあり方、資質の向上を図るための研修などを実施します。

3 高齢者やその家族の生活を支える地域づくりの推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化

現状と課題

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していくためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が重要です。



地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として高齢化の進展に伴って増加する相談や困難事例、多様化するニーズに対し、医療と介護の連携や認知症施策の推進、生活支援体制の整備等の業務とも関連しながら、状況に応じて包括的な支援を行うことが期待され、それらに適切に対応できるよう、体制整備と機能強化を図る必要があります。

■ 地域包括支援センターにおける相談状況

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
総合相談件数 (延べ件数)	92,367	102,993	144,190
うち、権利擁護に関すること (成年後見制度、高齢者虐待)	3,089	3,027	3,820

※厚生労働省「地域包括支援センター運営状況調査」

施策の方向

① 地域包括支援センターの機能強化

ア 地域包括支援センターの効果的な運営への支援

効果的に業務が行えるよう、全国の地域包括支援センターの業務実施状況の情報提供などに努めます。

イ 地域包括支援センター職員の資質の向上

幅広い知識が求められる地域包括支援センターにおいて、業務が適切かつ効率的に行われるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの職員に対する研修を実施します。

■ 地域包括支援センター職員研修参加者数

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
研修参加数（延べ人数）	119	292	325	142

② 地域包括ケアシステム推進にかかる市町の取組支援

ア 保険者機能強化の推進

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金※の評価結果を活用して、市町の実情を把握し、比較評価を行うとともに、市町への情報提供、施策への反映に努めます。

※保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金

… 市町の介護予防や在宅医療介護連携、認知症施策等の取組のほか、要介護度の維持・改善率などの評価に応じて交付金が配分される仕組み

イ アドバイザー派遣等による個別支援

地域包括ケアの推進に向け、市町の取組に対してアドバイザーを派遣するほか、県が有識者等とともに、継続的な助言を実施します。

■ アドバイザー派遣状況

単位：回

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
アドバイザー派遣回数	7	5	9	6

(2) 生活支援サービス等の基盤整備の推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加に伴い、日常生活上の支援を必要とする高齢者が増加しており、こうした高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、多様な生活支援サービス等を整備していく必要があります。

施策の方向

ア 市町の体制整備の取組への支援

全国の好事例の情報提供等による職員のスキルアップを図るとともに、市町単独で解決できない課題等について議論するため、全県、圏域別の意見交換会を開催するなど、市町の取組を支援します。

イ 生活支援コーディネーターの養成等の推進

市町が地域支援事業で取り組む地域の日常生活支援体制の基盤整備を推進するため、生活支援コーディネーター*の養成や資質の向上を図るとともに、市町や地域包括支援センターをはじめ、幅広い地域の関係者が参加する協議体の設置による多様な主体間のネットワーク化を推進します。

※生活支援コーディネーター … 地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築）を果たす者

ウ 傾聴ボランティアの養成

不安を抱えるひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者などに向き合い、会話する中で安心感を与えることができる「傾聴」の技能を持つボランティアを養成することにより、地域での孤立化の未然防止を図ります。

エ お達者ですか訪問事業等による孤立化予防

医療・介護等のサービス利用実績がなく孤立化の可能性のある高齢者を適切に把握・訪問する「お達者ですか訪問事業」等を通じて、孤立化を防止する支援体制を推進します。

(3) 介護予防の推進

現状と課題

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的としています。要支援者等軽度の高齢者は、IADL^{*}の一部が難しくなった場合であっても、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことが、自立意欲の向上につながっていきます。

さらに、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが介護予防にもつながります。高齢者自身が「役割や生きがいを持って生活できる」と思うことができるような地域づくり、新たな仲間づくりの場や楽しみとなるような生きがい活動の場への参加が重要です。できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことが、よりよい地域づくりにもつながっていきます。

また、IADLの多くは、生活の仕方や道具を工夫することで改善することが期待できるので、アセスメント及び自立支援に資するケアマネジメント、リハビリテーション専門職をはじめとした多職種との連携が重要になります。

石川県後期高齢者医療広域連合と市町等が、医療保険制度における高齢者の健康づくりに取り組んでいます。高齢者の自立支援・重度化予防の観点から、介護予防事業と連携を図り、効果的な取組とすることが求められています。

※IADL … 掃除や買い物などの日常的な生活行為

成果指標	現状値	目標値
要介護認定を受けている後期高齢者の割合	31.1% (2020(R2))	30%以下 (2023)

施策の方向

ア 市町の自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

自立支援・重度化防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、住民主体の通いの場の活動や自立支援に向けた地域ケア会議の開催など、各市町の自立支援・重度化防止の取組を推進し、その実現を目指します。

イ 住民主体の介護予防事業の推進

介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動への支援を実施し、地域における介護予防に資する体操等を行う住民主体の通いの場等の活動が広く実施されるよう支援します。

■住民主体の通いの場の実施状況

区分		2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
通いの場の箇所	箇所	1,208	1,364	1,428
参加者人数	人数	20,947	27,241	26,324
参加率 (65歳以上人口に占める参加者の割合)		6.5%	8.3%	8.0%

ウ 自立支援に向けた地域ケア会議の推進

地域ケア個別会議^{*}を活用し、「要支援者等の IADL の課題の解決等、状態の改善による自立の促進」、「高齢者の QOL（生活の質）の向上」を図ることを支援するとともに、事例を積み重ねることで、地域に不足する資源といった行政課題の発見・解決策の検討、政策形成につなげる地域ケア推進会議の実施を支援します。

また、地域ケア個別会議に従事する市町等の担当者や、助言者となる各専門職等に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。

※地域ケア個別会議 … 市町が主体となって、運動・口腔・栄養等多職種^{*}の専門職の視点から地域の課題の解決に向けた検討を行う

エ 保健事業と介護予防の一体的実施の推進

市町における高齢者に対する保健事業と介護予防の取組が一体的に実施されるよう、国保連合会や後期高齢者医療広域連合と連携し、研修会の開催等を支援します。

オ 認知症予防^{*}の推進

運動不足の改善や糖尿病・高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において通いの場等の活動が広く実施されるよう支援します。

※認知症予防 … 「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

(4)身近な相談体制の整備

現状と課題

介護保険制度が定着するとともに、サービスの質の向上など住民のニーズが多様化してきています。また、今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者やその家族の抱える諸問題に対応する相談窓口の充実を図る必要があります。

① 相談体制の充実

施策の方向

ア 住民に身近な相談窓口の強化

地域包括支援センターに対する研修を実施することにより、相談体制の強化を図ります。また県保健福祉センターにおいては、管轄する市町での相談業務を広域的に支援します。

イ 民間関係団体による相談体制の確保

県・市町社会福祉協議会や石川県国民健康保険団体連合会などの民間の関係団体と連携し、より専門的かつ公正・中立的な相談窓口を設け、重層的な相談体制の充実を図ります。また、認知症の人の家族の相談に対応する民間団体を支援します。

ウ 民生委員等と連携した相談体制の確保

民生委員への情報提供や介護相談員の研修を充実するなど、市町の相談体制の強化を図ります。

② 要介護者の家族等への支援

現状と課題

介護保険制度では、要介護状態等となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活が営めるよう介護サービスを提供することとしています。こうした中、令和元年国民生活基礎調査では、要介護者等の介護について、介護事業者を含めても約7割は家族が介護している結果となっており、在宅で要介護者等を支えていくためには、若者も含めた家族の力も重要です。そのため、介護サービスの整備だけでなく、要介護者等の家族等に対する支援も重要です。

施策の方向

ア 介護家族の介護に関する知識の普及啓発

高齢者を介護する家族等を対象とする家族介護教室の開催等により、介護及び介護予防に関する知識や技術の周知・習得を推進します。

イ 介護家族の心身のリフレッシュの推進

高齢者を介護する家族を一時的に介護から解放するとともに、介護者相互の交流を促進することにより、介護者の心身のリフレッシュを図ります。

ウ 介護費用の負担軽減の支援

高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費、社会福祉法人等による利用料の負担軽減措置事業などの利用者負担軽減措置制度の活用を促進し、低所得者の介護費用の負担軽減を推進します。

4 健康づくりと生きがいづくりの推進

(1)運動習慣づくりの推進

現状と課題

生涯学習やスポーツに参加する機会を充実することにより、生きがい感を高めることは、介護予防の観点からも大切なことです。特にスポーツを通じた高齢者の運動習慣づくりへの取組は、生きがい、社会参加、体力増進などのあらゆる面で効果が期待されています。

このことから、高齢期に達する前からの生涯スポーツを推進するとともに、高齢者にも気軽に取り組めるスポーツの普及を図るなど、高齢者の運動習慣づくりに資する取組が求められています。

施策の方向

ア 健康づくりに関する情報発信

身体活動（生活活動・運動）の意義と重要性について普及し、ライフステージに応じた実践を支援するため、健康情報を積極的かつ的確に発信します。

イ 生涯スポーツの普及・振興

県民の誰もがライフステージに応じたスポーツに親しむことができるよう、地域のスポーツ活動の支援やイベント等を充実させ、スマートフォンアプリ「いしかわスポーツマイレージ」を活用して健康づくりを促進するとともに、スポーツ施設の充実など環境整備に努めます。

ウ 元気高齢者の健康づくり支援

「元気シニアスタンプラリー事業」をはじめとして、高齢者が積極的に外出や健康づくりに取り組む活動を支援します。

エ 高齢者を対象としたスポーツ大会の開催

地域や世代を超えた交流が深められる「ゆーりんピック」を開催し、高齢者の積極的な健康づくりと生きがいづくりを推進します。また、老人クラブや各種スポーツ関係団体との連携を図り、地域の高齢者スポーツ活動を促進します。

■ ゆーりんピックの開催状況

単位：人

区分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
参加者	10,660	6,893	10,316	642

※H30は開会式が雨天中止(ウォーキングは実施)

※R2は美術展のみ実施 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)



オ 全国健康福祉祭への参加

全国健康福祉祭(ねんりんピック)に参加し、高齢者の健康づくりや生きがいをづくり、社会参加の促進とあわせて、世代間や地域間の交流を深めます。

■ 全国健康福祉祭への参加者派遣状況

区分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
開催地	秋田県	富山県	和歌山県	中止
全種目数	26	27	27	
石川県派遣種目	22	24	23	
石川県派遣人数	198	208	182	

※R2は大会中止 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

(2)適切な食生活の推進 (口腔ケアと栄養管理)

現状と課題

加齢に伴う食欲の衰えや口腔機能の低下により、栄養バランスが偏ると、低栄養状態となって身体機能の低下を引き起こすだけでなく、認知機能の低下につながる恐れがあり、心身が衰えた状態であるフレイルを招く可能性があります。

そのため、高齢者の健康を維持するためには、正しい食生活の実践や口腔機能の向上を図ることが重要です。

施策の方向

ア 歯と口腔の健康づくりの推進

歯周病等の歯科疾患は、成人期における歯の喪失原因の多くを占めるとともに、糖尿病などの生活習慣病のリスク要因となることから、「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」及び「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、医療保険者、企業、市町等と連携し、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診の受診を推進するなど、歯科疾患の発症や進行を予防します。

また、20本以上の歯があれば、なんでもよく噛んで食べることができることから、生涯にわたって楽しく充実した食生活を送るためには、8020（80歳で20本以上自分の歯があること）の達成が重要であり、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを推進します。

イ 口腔機能の向上

生涯にわたって歯の喪失を予防し口腔機能を維持することは、全身の健康及びQOLの向上に深くかかわっていることから、口腔機能維持・向上の重要性について普及啓発するとともに、口腔ケアを実施する体制整備に努め、「高齢者の低栄養状態の予防・改善」「QOLの向上」「口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病予防」「食べる楽しみ」につなげます。

ウ 栄養改善の推進

咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下等に伴い、食事摂取量が減少し、加齢とともに低栄養状態の者が増加する傾向にあることから、バランスのよい食事を摂ることを普及啓発するとともに、高齢者の特性を踏まえた保健指導・栄養相談等を実施するための取組を支援し、「高齢者の低栄養状態の予防・改善」「QOLの向上」「楽しみ・生きがい・社会活動の参加意欲」につなげます。

エ 管理栄養士配置など口腔衛生管理、栄養管理の強化

介護保険施設において、管理栄養士の配置を促すとともに、利用者の状態に応じた口腔衛生管理や栄養管理が計画的に実施されるよう指導します。

また、通所系等の介護事業所において、介護職員による口腔スクリーニングを進め、利用者の口腔機能低下を早期に把握し、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげます。

(3)生きがいくくりと社会参加の促進

現状と課題

少子高齢化が進展する中、就労する高齢者が増加するとともに、地域社会における高齢者の活躍の場が急速に広がりつつあります。このため、地域全体で高齢者を敬うとともに、高齢者自身がこれまでに培ってきた知識や経験を活かし、若い世代の良き相談相手や助言者となるなど社会における自らの役割を見だし、生きがいを持って積極的に社会参加できる環境を整備する必要があります。

また、地域社会を支えるボランティアの担い手としても高齢者への期待は増大しており、元気な高齢者が支援を要する高齢者を支える福祉ボランティア活動など様々なボランティア・NPO活動への参加を促進することが重要です。

高齢者が就業を通じて社会で活躍し続けることは、高齢者の心身の健康・生きがいはもとより、必要な労働力を確保するという観点からも大変重要です。働く意欲のある高齢者は増加しているものの、希望する職種では求人が少なく、意欲ある高齢者を活用しきれていないという課題があります。高齢者がその意欲と能力に応じて社会に貢献できるよう、高齢者の雇用・就業対策の充実が求められています。

施策の方向

① 老人クラブ等の生きがい活動の充実

ア 老人クラブ加入率の向上

地域住民の相互支援や次世代育成支援などの地域活動の担い手として欠くことのできない存在である老人クラブ活動を活性化するため、社会貢献活動を積極的に行っている老人クラブの表彰や活動事例の紹介など活動を広く周知することにより、加入率の向上を図ります。

■老人クラブ・会員数の状況

区 分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	H29比
老人クラブ数	1,402	1,383	1,380	1,366	97.4%
会員数 (人)	105,575	102,298	100,384	98,161	93.0%
60歳以上人口に占める 会員数の割合	26.7%	25.8%	25.2%	24.6%	—

※各年4月1日時点

イ 老人クラブ活動等への支援の拡充

老人クラブをより活性化し、地域活動の担い手として幅広い活動に取り組むことができるよう、若手高齢者の加入促進や活動推進員の設置等を支援します。

ウ 自主的なグループ活動等の推奨

趣味や興味を同じくする高齢者の仲間づくりのための自主的なグループ活動や、高齢者が住み慣れた地域で気軽に交流し、楽しい時間を過ごすことができるような場所づくりを推奨します。

② 学習機会の拡充

ア 「いしかわ長寿大学」の充実

超高齢社会を支えるリーダー養成のため、地域社会への参加を通じた生きがいつくりや介護予防の促進、健康寿命の延伸に関するカリキュラム等の充実等を図ります。

また、広く県民に向けて生きがいつくりなどの情報発信を行うため、公開講座を開催します。

■ いしかわ長寿大学の実施状況(石川中央校、能登中部校、能登北部校)

区分	～2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	合計
修了者	1,479	175	142	106	1,902
入学者	—	148	129	—	—

※入学は10月、卒業は翌年9月、H27から受講期間を2年間から1年間に変更（能登中部校はH28から適用）

※R1入学者はR2(R3.3)に修了（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休講期間があったため）



イ 高齢者を対象とした学習機会の充実

高齢者が生きがいと潤いのある生活を送り、その知識や経験などを活かした社会参加や地域貢献ができるよう、「いしかわ長寿大学」のほか、「石川県民大学校」や市町における「生きがい講座」など的高齢者を対象とした多様な学習機会の充実を図ります。

③ 地域貢献活動への参加促進

ア 高齢者によるボランティア活動の推進

高齢者が生涯現役で活躍できる取組を支援し、長年培ってきた知識や経験・技術を活かした社会参加や、地域の生活支援の担い手としての活動を促進します。

イ ボランティア活動に関する情報提供

石川県県民ボランティアセンターや県社会福祉協議会のボランティアセンター、市町ボランティアセンター等において、高齢者のボランティア活動に関する情報の提供を進めます。

ウ ボランティア活動への支援

ボランティア保険掛け金助成などにより、ボランティア活動を支援します。

エ 世代間交流の促進

豊かな経験や知識・技能を社会に活かすことは、高齢者の生きがいがいづくりにつながるばかりでなく、子供たちや青少年が受け継ぐことによって、貴重な経験・知識を次世代に伝えることができ、双方にとって貴重な体験になることから、世代間交流を促進します。

④ 高齢者雇用の機会確保と促進

ア 高齢者の就業機会の拡大

高齢者の就業機会の拡大を図るため、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）内の高齢者ジョブサポート石川において、企業側の求人の際に、既存業務を見直して高齢者の就業しやすい業務を切り出すなど、求人側の工夫を促すための支援を実施するほか、高齢者と企業のマッチングを進めるための、高齢者を対象とした交流会を開催します。

イ 石川県シルバー人材センター連合会との連携による就業支援

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、軽易な就労等を希望する高齢者に対し、意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を提供する事業を推進するとともに、石川県シルバー人材センター連合会と連携し、高齢者の就業促進を推進します。

■ シルバー人材センター事業の実施状況

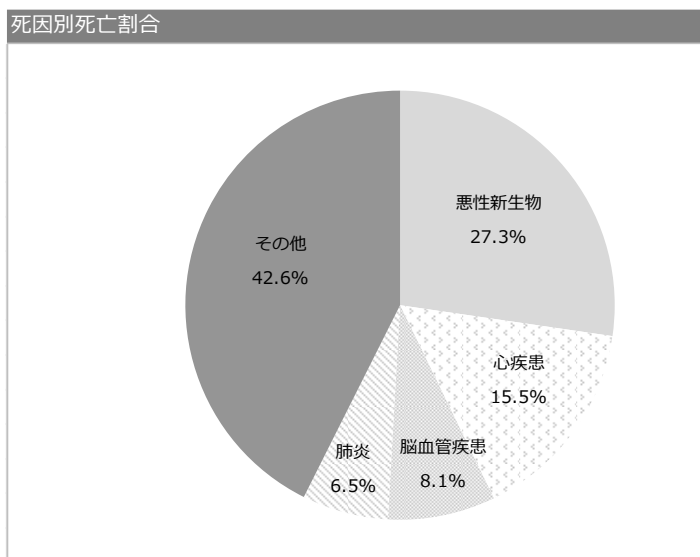
区分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
センター設置数 (箇所)	18	18	18
会員数 a (人)	9,765	9,723	9,721
就業実人数 b (人)	8,945	8,657	7,878
契約件数 (件)	46,394	44,468	43,302
就業率 b/a	91.6%	89.0%	81.0%

※各年度末時点

(4) 働く世代からの健康づくりの推進

現状と課題

生活スタイルの多様化など社会環境の変化に伴い、近年、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの「生活習慣病」が増加し、死亡原因の約5割を占めています。また、高齢者がますます長寿となることに伴い、介護を要する高齢者や認知症高齢者が増加傾向にあります。



※厚生労働省「令和元年人口動態統計」

このような状況を踏まえ、健康寿命の延伸を目標とした「いしかわ健康フロンティア戦略」を策定し、県民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう、健康増進対策、生活習慣病予防対策、介護予防対策の一体的な推進に努めています。

健康寿命の延伸を図るためには、病気の早期発見、早期治療はいうまでもなく、ライフステージに応じた健康の保持・増進、疾病の発症予防が重要な課題となっていることから、県民一人ひとりの健康づくりの実践を支援し、生涯を通じた健康づくりを推進することが重要です。

施策の方向

ア 連携・協働による健康支援の基盤づくりの推進

働く世代からの健康づくりを推進するため、「健康経営[※]」の考え方を県内企業に普及し、「健康経営宣言企業」の認定を行うとともに、県民が個々のニーズに対応した健康づくりを実践できるよう、「いしかわ健康づくり応援企業等連絡協議会」や、企業、関係団体、市町、ボランティア等との連携・協働により県民の主体的な健康づくりの実践・継続を支援します。

※健康経営 … 企業が従業員の健康に配慮することにより、経営面においても大きな成果が期待できると
いう考え方

イ 地域ぐるみの健康づくりの推進

地域ぐるみの食生活改善や運動実践の輪の拡大を図るため、外食栄養成分表示の促進や栄養バランスに配慮した飲食店の増加と利用を推進するとともに、公民館、体育館、県営スポーツ施設、民間運動施設等が運動実践の拠点となるよう、関係機関の連携を図ります。

ウ メタボリックシンドローム対策（健診受診の促進）

脳卒中や虚血性心疾患などの循環器疾患を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が効果的に実施されるよう、保険者協議会等と連携し、健診の受診率向上を支援するほか、特定健診・特定保健指導従事者研修会の開催や情報発信に努め、県民一人ひとりが日頃から肥満やメタボリックシンドロームの予防を心掛けるよう普及啓発を図ります。

また、生活習慣病は自覚症状に乏しく、健診で異常が発見されても生活改善や治療に至らない場合も多いことから、健診結果を自ら学ぶためのツールとして構築した「健診データしっとくナビ」を保険者協議会等と連携し、利用促進を図ります。

エ 気軽に主体的に取り組める健康づくりの推進

県民の主体的な健康づくりを支援するため、エネルギーや塩分に配慮した「いしかわヘルシー&デリシャスメニュー」を普及するとともに、「野菜1品プラス運動」による野菜摂取の促進や、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防のための出前講座等を実施します。

オ 健康づくり活動の推進

石川県健民運動推進本部において、県民が生涯を通じて心身ともに健やかに生きがいのある生活を送れるよう、「健康づくり」の活動を推進します。

5 高齢者にとって安全で安心な地域社会づくりの推進

(1) 地域における支え合いの推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増加しており、ひとり暮らし高齢者等の孤立化や虐待が懸念されています。こうした高齢者が安心して生活を営むためには、地域における孤立感・孤独感を解消し、連帯感を持って地域で見守っていく体制を整備し、充実していくことが求められています。

また、高齢者の日常的ニーズへのきめ細かな対応や心の通った精神的な支えにおいて、介護及び保健福祉の公的サービスだけでは対応しきれない多様な課題が生じています。このため、公的サービスを補完したり、その質的向上を支え、あるいは高齢者等の身近な地域における独自の支援体制として、地域のつながりに根ざした地域福祉ボランティア活動の促進が重要となります。特に高齢化の進展を踏まえ、元気な高齢者の社会参加意欲を受けとめると同時に、介護職員がより専門的なサービス提供に専念できるよう、高齢者福祉のためのボランティア活動への支援が求められています。

① 地域での見守り体制等の充実

施策の方向

ア 民生委員等との連携による安否確認の実施

民生委員や地域福祉推進員による安否確認等の見守り活動を通じ、高齢者等の日常生活の安全安心を確保するとともに、必要な公的サービスとの連携を推進します。

イ 老人クラブ等による見守りの推進

老人クラブが行う友愛訪問等を通じ、地域における仲間づくり・連帯づくりを推進するとともに、地域の見守り体制の強化を図ります。

ウ 地域見守りネットワークの推進

県と民間企業や商店等で立ち上げた「地域見守りネットワーク」が、各地域において機能・発展するよう努め、民間事業者による業務を通じた見守り体制を推進します。

■ 地域見守りネットワークの状況

事業名	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
地域見守りネットワーク協定締結事業者数	63	67	78	81

※各年度末時点（R2は見込み）

② 高齢者福祉ボランティアの育成

施策の方向

ア 高齢者を支えるボランティア活動の推進

支援が必要な高齢者等を継続的かつ定期的に支えることのできるボランティア活動を推進するとともに、ボランティアと公的サービスが連携し、互いの長所を活かしたサービスの提供を推進します。

イ ボランティアネットワークの構築と人材育成

市町ボランティアセンターの活動を促進し、地域のボランティアネットワークの構築を後押しするとともに、ボランティア活動を支えるボランティアコーディネーター等の人材の育成を図ります。

ウ 福祉施設等におけるボランティアの受入の推進

施設利用者等への社会的な交流機会の提供のため、施設等におけるボランティアの受入を推進します。

(2) 安全で安心な地域社会づくり

① バリアフリー社会の推進

現状と課題

高齢者は、身体機能の低下などにより、日常生活や社会生活を営む上でさまざまな制限を受けることから、ユニバーサルデザイン*の理念を取り入れながら、公益的施設、住宅等の諸施設のバリアフリー化を推進していく必要があります。

そのためには、保健・福祉の分野だけではなく、さまざまな分野の関係者が連携して、高齢者にやさしい環境づくりを進めていくことが重要です。

高齢者や障害のある人を含むすべての人が等しく社会に参加し、自立した生活を営むことができるように、誰もが安心かつ快適に利用できるバリアフリー社会の実現に向けた取組が求められています。

※ユニバーサルデザイン … あらかじめ、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

施策の方向

ア バリアフリーに関する知識の普及啓発

バリアフリー社会の推進に関する知識について、県民への一層の普及啓発に努めるとともに、地域における取組への支援等を通じ、ノーマライゼーション理念の浸透と定着を図ります。

イ 公益的施設のバリアフリー化の推進

日常生活であらゆる公益的施設を安心して利用できるよう建築物、道路、公園、交通機関等のバリアフリー化を推進します。

ウ 高齢者住宅のバリアフリー化の推進

サービス付き高齢者向け住宅や高齢者に配慮した公的賃貸住宅の一層の整備を推進するとともに、在宅支援型住宅リフォーム推進事業^{*}の実施など個人住宅のバリアフリー化に対する助成等により、居住環境の整備を図ります。

※在宅支援型住宅リフォーム推進事業 … 要介護認定者のいる世帯で、生活保護又は住民税非課税世帯の既存住宅をバリアフリー対応に改修する場合に助成

■ 県営住宅のバリアフリー化の実施状況

区分	実施年度	整備戸数	管理戸数	バリアフリー化率
建替工事等	1991～2020 (H3～R2)	1,717	—	—
改善事業	1996～2007 (H8～H19)	862	—	—
合計		2,579	5,361	48.1%

■ 65歳以上の世帯員がいる住宅のバリアフリー化（住宅・土地統計調査）

区分	2008(H20)	2013(H25)	2018(H30)
住宅のバリアフリー化率 ※手すりの設置、屋内の段差解消など 高齢者等のための設備がある住宅	64.0%	64.5%	63.7%
住宅の高度のバリアフリー化率 ※2ヶ所以上の手すりの設置、屋内の段差解消、 十分な廊下幅が全てなされた住宅	7.6%	8.5%	8.6%

※住宅のバリアフリー化率 … [高齢者等のための設備がある65歳以上の世帯人員が住む住宅総数]/[65歳以上の世帯人員が住む住宅総数]

※住宅の高度のバリアフリー化率 … [高度のバリアフリー化がされた65歳以上の世帯人員が住む住宅総数]/[65歳以上の世帯人員が住む住宅総数]

■在宅支援型住宅リフォーム推進事業の利用状況

単位：件

区分	1996～2017 (H8～29)	2018(H30)	2019(R1)	合計
利用件数	5,319	32	45	5,396
うち高齢者	4,410	29	43	4,482

エ バリアフリー化に関する相談への対応

住宅のバリアフリー化に関する専門的な相談への対応や助言体制を継続するとともに、関係業界や事業者等への指導に努めます。また、バリアフリー改修の設計・施工についての、専門的な知識を有する人材の育成・登録を行います。

■バリアフリーアドバイザー派遣状況

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
派遣件数	46	46	56

オ バリアフリー体験住宅「ほっとあんしんの家」の活用

バリアフリー体験住宅「ほっとあんしんの家」を活用し、高齢者等への住環境の相談支援、医療・福祉関係者への教育研修、企業等への研究開発支援、県民へのバリアフリーの啓発普及を実施します。

■バリアフリー体験住宅「ほっとあんしんの家」の利用状況

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
利用件数	333	307	252
うち企業等研究・開発	46	21	19
うち高齢者・障害者支援	114	129	94
うち教育研修	90	78	68
うち一般見学者	83	79	71
延べ利用人数	3,297	3,516	3,192

※延べ利用人数：事業開始（2007(H19)）から当期末までの延べ数

カ 福祉用具の改善・改良及び普及促進

県リハビリテーションセンターを中核として、高齢者等の身体特性や生活環境に適応した福祉用具の改善・改良・適合等に関する技術支援を行うとともに、適切な福祉用具を普及促進するための人材育成や、地域の技術支援ネットワーク体制の整備を推進します。

■福祉用具・住環境に関する相談・支援状況

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
高齢者・障害者への支援	941	1,073	1,099
企業等への製品開発支援	328	301	300
建築等へのユニバーサルデザイン支援	270	311	328
合計	1,539	1,685	1,727

キ 障害者等用駐車場の適正利用の推進

「いしかわ支え合い駐車場制度[※]」の普及を進め、障害者等用駐車場の適正な利用を図ります。

※いしかわ支え合い駐車場制度 … 障害者や高齢者等で歩行が困難な方に対し、県内共通の利用証を交付し、障害者等用駐車場を利用できる方を明確にすることで、障害者等用駐車場を必要とする方が駐車場を利用しやすくすることを目指す制度

<利用証：車いす使用者等用>

<利用証：障害者、高齢者等用>



ク ユニバーサルデザインの普及啓発

すべての人が安全・安心で使いやすいように製品・建築物・環境などをデザインするために、企業や関係団体とともに当事者参加型によるユニバーサルデザインの研究開発及び技術普及を行い、ユニバーサルデザインの観点に基づくものづくりを推進します。

② 多様な住環境の整備

現状と課題

高齢者世帯の増加とともに、自宅での生活の継続が困難な状況や、ライフスタイル、価値観の多様化に伴い住み替えニーズの増大が見込まれています。このようなニーズに応えるため、多様な選択肢の一つとして、介護が必要になった場合でも安心して暮らせる住まいが求められています。

施策の方向

ア 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の供給の推進及び質の確保

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の供給を推進するとともに、適正に管理・運営されるよう、届出・登録された状況を把握し、必要に応じて指導等を実施します。

■ 有料老人ホームの届出数

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
施設数	105	114	121	130
定員数	4,331	4,685	4,828	5,166

※各年度4.1時点

■ サービス付き高齢者向け住宅の登録数

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
件数	54	54	54	54
戸数	1,755	1,759	1,751	1,754

※各年度4.1時点

イ 公的賃貸住宅の供給の促進

高齢者に配慮した公営住宅などの公的賃貸住宅を計画的に整備するとともに、高齢化率の高い団地でのシルバーハウジング・プロジェクト^{*}を推進します。

※シルバーハウジング・プロジェクト … 住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業

■ 公的賃貸住宅の整備状況

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
整備戸数	117	72	40	64
うち県営住宅	30	27	30	12
うち市町営住宅	87	45	10	52

※各年度における着工戸数

ウ 高齢者の民間賃貸住宅への入居支援体制の構築の推進

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅^{*}（セーフティネット住宅）等の登録や情報提供を推進するとともに、行政、不動産関係団体、石川県社会福祉協議会等による「石川県居住支援協議会」において、高齢者が適切な住まいを選択できるよう、相談対応や居住支援制度の情報提供を実施します。

※住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 … 高齢者等であることを理由に入居を拒否しない民間賃貸住宅

エ 終身建物賃貸借制度の普及

高齢者が生涯にわたり安心して居住できる高齢者向けの賃貸住宅を確保するため、終身建物賃貸借制度の普及を図ります。

オ 公的賃貸住宅での入居者支援

シルバーハウジングなどにおいて生活援助員の配置を推進するとともに、一部の県営住宅において高齢者等に対する見守り訪問を実施するなど、入居者が安心して生活を営めるよう支援します。また、介護等を目的とした親世帯・子世帯の同居・近居・隣居のための住み替えを支援します。

③ 共生社会づくりの推進

現状と課題

高齢者や障害のある人もない人も含めて、全ての人が基本的な人権を生まれながらに持っており、相互に人格と個性を尊重し合うことが必要です。また誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域における支え合いが欠かせません。

こうした中、令和元年10月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」（共生社会づくり条例）が施行されました。この条例の下、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々と、日常生活や社会生活においてお互いに支え合いながら、共に暮らしやすい地域社会の構築が必要です。

施策の方向

ア 共生社会づくり条例の推進

共生社会づくり条例に基づき、県民一人ひとりの支え合いの心や地域コミュニティにおける取組により、高齢者や障害のある人もない人も含めて誰もが暮らしやすい共生社会づくりを推進します。また、援助や配慮の必要な方が周囲から援助を得やすくなるよう、ヘルプマークの普及・啓発に取り組めます。



「いしかわ共生社会実現シンボルマーク」
石川県の共生社会の実現を目指すシンボルマークです。障害のある人もない人もそれぞれの個性を組み合わせ、顔に見立て、笑顔で交わっているイメージを表現しています。



「ヘルプマーク」
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。令和元年5月から県や市町で配布しています。

イ 認知症の人の社会参加支援

認知症の人本人が希望を持ち、発症前と同じように社会参加ができるよう、認知症サポーター等の周囲の人と共に地域で活動できるようなパートナーグループづくり（「チームオレンジ*」）を推進します。

※チームオレンジ … 認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

④ 消費生活の安全確保及び犯罪被害の防止

現状と課題

高齢化の進展に伴うひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加を背景に、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれたり、特殊詐欺などの犯罪被害に遭う危険性が高くなっています。県内の消費生活相談窓口寄せられた苦情相談においても、全体の約

3割が高齢者からの相談であり、ハガキや封書による架空請求などの相談が最も多くなっています。

今後も高齢者に係る被害の未然防止、拡大防止を図るための取組を一層推進する必要があることから、「石川県消費者教育推進計画」に基づき、安全安心な消費生活社会づくりの実現に向けて、様々な主体と連携しながら、体系的・効果的な消費者教育を推進します。

■ 県内の消費生活相談窓口における苦情相談状況

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	H29比 増減率
苦情相談件数 a	8,312	8,530	7,832	▲5.8%
うち65歳以上 b	2,556	2,924	2,438	▲4.6%
割合 b/a	30.8%	34.3%	31.1%	—

※R3.2 PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）調べ

■ 高齢者に関する苦情相談の内容

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム) に登録されたデータを商品・役務別に集計

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	H29比 増減率
商品一般 ※ (架空請求ハガキ・封書、不審な電話等)	689	1,175	725	5.2%
デジタルコンテンツ (架空請求メール、アダルトサイト等)	366	220	176	▲51.9%
健康食品	102	134	124	21.6%
インターネット接続回線 (光回線・プロバイダ等)	149	126	91	▲38.9%
生命保険	23	21	54	134.8%
移動通信サービス	37	48	50	35.1%
その他	1,190	1,200	1,218	2.4%
合計	2,556	2,924	2,438	

※ 商品一般：ハガキや封書による架空請求や不審な電話等、具体的な商品が特定されていない相談

施策の方向

ア 安全安心な消費生活社会づくりの推進

安全で安心な消費生活社会の実現を目指し、消費者取引の適正化や消費生活相談体制の充実、石川県消費者教育推進計画に基づく教育・啓発など、消費者施策の推進に取り組んでいきます。

イ 消費者教育・情報提供の推進

高齢者等に対する出前講座の開催や地域における消費者教育の担い手の育成、高齢者を狙った特殊詐欺の手口を紹介する教材を活用した啓発に取り組むとともに、悪質商法に関する最新情報などについて、マスメディア等を活用した情報の発信を行います。

ウ 市町の消費生活相談体制の充実・強化に向けた支援

住民に最も身近な市町における専任相談員の配置や資質向上に向けた研修等の実施、消費者への啓発活動等に対して支援し、市町の消費生活相談体制の充実・強化を図ります。

エ 高齢消費者被害防止のための見守り体制の構築促進

消費者トラブルが増加している高齢者の消費者被害の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、住民により身近な市町において民生委員や地域包括支援センター、ホームヘルパー、老人クラブなど地域の関係機関と連携し、地域ぐるみの見守りネットワークづくりの支援に努めます。

オ 犯罪被害防止のための知識の普及啓発

高齢者が特殊詐欺などの犯罪被害に遭わないよう、興味を持て、かつ、分かりやすい防犯寸劇等を活用した防犯教室の開催等の普及啓発を行います。

⑤ 高齢者の交通安全対策の推進

現状と課題

令和2年12月現在の高齢者の免許人口は、平成29年に比べると6.6%増加している一方、高齢者の交通事故件数は減少しています。また、令和2年12月までの県内の高齢者の交通事故死者数は、平成29年から横ばいですが、依然として全死者数の半数以上を占めています。加齢に伴う運動能力や視力、注意力等の低下が交通事故を引き起こす要因とされています。

また、高齢社会の進展に伴い、高齢運転者が加害者となる事故の発生割合が、近年増加しています。改正道路交通法が2022年6月までに施行される予定であり、高齢運転者に対する交通安全対策にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

■ 高齢者の免許人口と交通事故件数の推移

単位：人、件

区分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
免許人口(高齢者)	189,326	194,317	198,163	201,874
交通事故件数	3,198	2,642	2,408	2,025
うち高齢者	1,075	932	924	777
死者数	34	28	31	40
うち高齢者	22	20	22	21
うち歩行者	14	11	12	8
うち自転車	2	2	5	2

※各年1～12月

施策の方向

ア 交通安全教育等の推進

高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、シミュレーション機器を活用して、歩行中や運転時の危険を疑似体験し、身体機能の低下を体感する体験・実践型の高齢者向け講習等を実施するほか、高齢者にありがちな安全確認の不足や運動能力の低下に伴う危険について認識し、道路を安全に走行してもらうため、自動車学校の教習コースを活用した「高齢者ドライビングスクール」において実技指導等を行います。

また、運転免許を保有していない高齢者に教育の機会を提供するため、民間ボランティアや関係機関等と協力して、公民館等における交通安全教室の開催、家庭訪問による個別指導、病院や福祉施設等における広報啓発活動を推進します。

イ 反射タスキ等反射材用品の普及促進

各種広報媒体を用いて反射タスキ等反射材用品活用の積極的な広報啓発を行うとともに、自治体、関係機関・団体等と連携して、反射タスキ等反射材用品の視認効果を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育を強化し、その活用促進を図ります。

ウ 高齢運転者対策の推進

I 認知機能検査の実施

75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図るとともに、新たに認知症のおそれの有無のみを判定する認知機能検査の導入を予定しています。

また、認知機能検査全般に関する問合せ、相談等の対応に当たっては、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努めます。

II 適切な高齢者講習の実施

加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等を推進する観点から、補償運転^{*}を促すことを含め、ドライブレコーダー等を活用した個々の能力や特性に応じたきめ細やかな個人指導を一層適切に実施します。なお、75歳以上の高齢運転者のうち、一定の違反歴がある場合には、運転機能検査を義務付け、合格基準に達しない場合には運転免許の更新を不可とする制度の導入が予定されています。

^{*}補償運転 … 自動車の運転に際し、心身の衰えによって危険が生じるのを避けるための安全運転のこと

III 高齢運転者支援の推進

高齢運転者に対する運転適性相談の充実、申請による免許の取消制度についての周知、自治体や関係機関・団体と連携した免許証返納者への支援対策の推進に努めるなど、総合的な高齢運転者対策を推進します。

IV 高齢運転者標識の普及促進等による安全対策の推進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の普及啓発を幅広く実施するとともに、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるような交通安全教育・広報啓発を推進します。

<高齢運転者標識>



V 高齢運転者自主活動組織結成への働きかけと支援

高齢運転者の運転技術の向上及び交通安全意識の高揚を図るため、高齢運転者自主活動組織の結成を働きかけるとともに、自治体、関係機関・団体と連携し、体系的な交通安全教育・広報啓発を推進します。

VI 国が高齢運転者に推奨している安全運転サポート車（サポカーS）の普及啓発

高齢者を対象とした交通安全教室において、サポカーSの実車体験を行うことにより、普及啓発に努めます。なお、申請により、サポカーに限定して運転できる「サポカー限定免許」の新設が予定されています。

⑥ 地域における災害に対する体制の整備

現状と課題

高齢者や障害者などのいわゆる「要配慮者」は、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の行動に支援を要することから、迅速・確実な避難支援体制の整備を進める必要があります。

平成19年3月に発生した能登半島地震の際には、地域の絆に支えられた共助活動が、要配慮者の安否確認や避難所への誘導においても重要な役割を果たしたことから、地域における連携を深め、災害に備えるこうした取組を今後も支援していく必要があります。

また近年、東日本大震災、熊本地震、令和2年7月豪雨など大規模な災害が多発する中、長期間にわたる避難所での生活により、高齢者や障害者等の体調の悪化などの二次被害が生じており、一般避難所における福祉支援も求められております。

施策の方向

ア 防災関係機関との連携強化

地震等の災害時における高齢者の安心・安全を確保するため、民生委員、身体障害者相談員、介護支援専門員、ホームヘルパー、社会福祉協議会等の福祉関連機関、自主防災組織関係者や防災関係機関との連携した支援体制の整備を推進します。

イ 石川県災害派遣福祉チーム（石川県 DWAT）による福祉支援

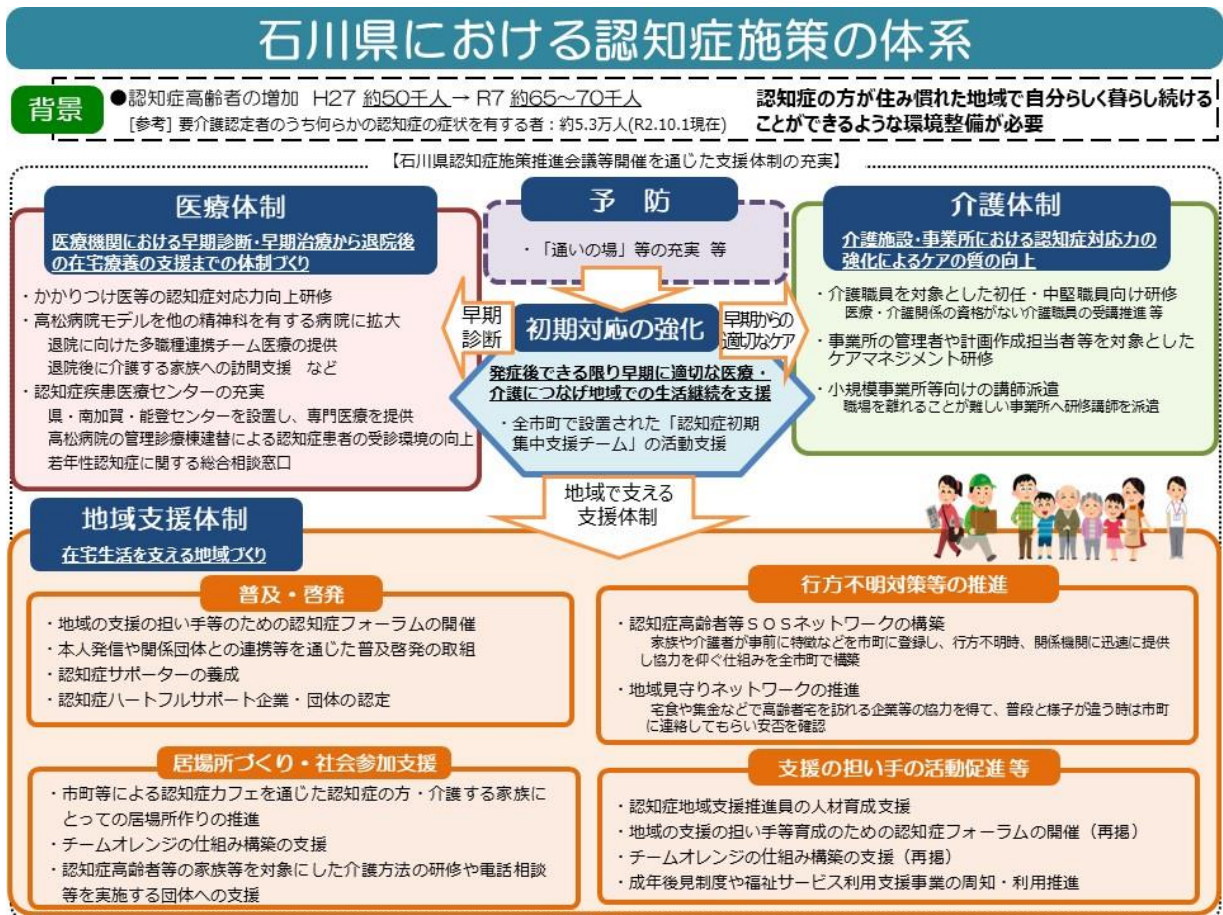
災害時の高齢者や障害者等の避難生活を支えるため、避難所での生活環境の改善や、相談対応などの福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」を立ち上げ、被災地へ派遣する体制整備を図ります。

6 認知症施策の推進

高齢者がますます長寿となることに伴い、2025年には高齢者の約5人に1人が認知症となると見込まれる中、国ではこれまで、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき施策を進め、県においても、「医療提供体制」「介護提供体制」「地域支援体制」の3点から施策を進めてきました。

令和元年6月、国は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を更に推進する「認知症施策推進大綱」を策定しました。

こうした状況の中、県においても、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、施策の更なる充実に取り組む必要があります。



(1) 早期診断と診療体制の整備、円滑な退院と在宅療養の支援**現状と課題**

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、早期の診断や周辺症状への対応を含む治療が受けられる医療体制を構築する必要があります。また、できるだけ早期に退院できるよう、退院後に必要な支援も含めた地域医療の充実と、医療・介護サービスの連携体制の構築を推進する必要があります。

施策の方向**ア かかりつけ医による早期発見・早期対応と継続医療体制の強化**

かかりつけ医の認知症対応力向上研修や認知症サポート医養成研修の受講促進、認知症サポート医に対するフォローアップ研修などにより、体制の強化を図ります。

■ かかりつけ医認知症対応力向上研修等の実施状況

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
かかりつけ医等認知症対応力向上研修 修了者数（累計）	904	976	997
認知症サポート医研修修了者数（累 計）	171	200	213

イ 相談窓口と初期対応の充実

高齢者の相談窓口である県保健福祉センターや、市町、地域包括支援センター、家族会等の機能充実を図るとともに、認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターとの連携を推進し、相談体制の強化を図ります。

また、市町の地域包括支援センター等に設置している認知症初期集中支援チーム[※]が効果的に活動できるよう、市町間の情報交換などを行う機会を提供し、早期発見を含む初期集中支援体制を強化します。

※認知症初期集中支援チーム … 複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム

■ 認知症初期集中支援チームの設置状況

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
認知症初期集中支援チーム数	41	40	40

※各年度末現在

ウ 認知症疾患医療センターの充実

認知症疾患医療センター^{*}の運営や認知症の行動・心理症状や身体合併症を持つ認知症患者受入体制の強化を支援するとともに、認知症医療の中核病院としての機能充実に努めます。また、認知症患者の様々な状況に対応した受診環境と認知症医療の中核病院にふさわしい研修環境の充実を図るため高松病院の管理診療棟の建替を行います。

※認知症疾患医療センター … 地域における認知症診療の中核となる病院として、認知症専門医療を提供する認知症医療の地域連携拠点

エ 認知症の行動・心理症状や身体合併症への対応強化

精神科病院等における受入体制の強化を支援します。

オ 入院患者の認知症悪化予防の強化

医療従事者への認知症対応力向上研修などを通じた人材育成や、院内の認知症ケアチームの設置などを行う病院を増やしていくなど、認知症ケアチームが活躍し、円滑に在宅療養へ移行できる体制構築を促進します。

カ 多職種チームによる在宅療養支援の充実

県立高松病院による医療・介護連携モデル（高松病院モデル^{*}）の普及のため、地域ごとの事例検討会を通じ、各地域で認知症に関わる多職種の連携体制を構築するとともに、地域の多職種連携の中核となる人材を養成します。

※高松病院モデル … 外来から入院まで医師をはじめとしたチームが、早期退院に向けて適切な支援方法を検討し、退院後は地域のかかりつけ医や介護関係者が連携して支援を行う事業

キ 若年性認知症への対応

県立高松病院に設置した相談窓口において、若年性認知症支援コーディネーター^{*}を中心に関係機関との連携を図りながら、若年性認知症の方やその家族等からの医療、介護・福祉、就労等の相談に総合的に対応します。

※若年性認知症支援コーディネーター … 若年性認知症の方のニーズに合った関係機関やサービス担当者との調整役

区分	単位：件		
	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
若年性認知症に関する相談件数	54	51	34

※各年度末現在

(2) 介護サービス事業所等における認知症対応力の強化

現状と課題

介護サービス事業所等においては、認知症への対応力を一層向上することが求められています。

施策の方向

ア 全ての介護職員に対する認知症介護基礎研修の実施

認知症介護基礎研修を実施し、医療・福祉関係の資格がない介護職員の受講を推進することで、介護に関わる全ての職員の認知症対応力を向上させます。

イ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

認知症の人に対する適切なケアマネジメントが行われるよう、介護サービス等を提供する事業所の管理者やサービス従事者、計画作成担当者に対する研修等を実施し、サービスの質の向上を図ります。

■各種研修の状況

単位：人

種 類 (対象者)	受講者数			
	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
認知症対応型サービス初任者研修 (認知症対応型サービスの経験2年未満の介護従事者)	110	91	60	-
認知症対応型サービス開設者研修 (認知症対応型サービス事業所の代表者)	6	8	7	13
認知症対応型サービス管理者研修 (認知症対応型サービス事業所の管理者)	58	30	48	80
認知症介護実践・実践者研修 (認知症介護に携わっている介護職員等であって介護現場経験が2年以上の者)	204	136	174	76
認知症介護実践・実践リーダー研修 (実践者研修を修了し1年以上経過しており、認知症介護に携わっている介護職員等であって認知症介護の経験年数が5年以上の者)	14	25	19	12
認知症介護サービス向上研修 (介護保険施設・事業所等の介護従事者)	260	220	147	54

ウ 小規模事業所等への支援

外部研修への参加が難しい小規模な事業所等に対し、講師を派遣して事業所内で認知症専門研修を実施し、介護職員の資質向上を図ります。

■小規模事業所等への支援状況

単位：事業所

種 類 (対象者)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
認知症介護サービス向上アドバイザー派遣 (小規模な通所介護事業所等)	25	15	1	—※

※R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 地域における支援体制の構築

現状と課題

認知症は誰もがなりうることから、認知症になっても地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深めることが求められるとともに、認知症の人やその家族が安心して暮らせるように、ひとり暮らし高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制が必要です。

また、運動不足の改善や糖尿病・高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。

施策の方向

ア 認知症施策の検討

自治体や医療・介護・福祉の関係機関等による、地域における担い手確保や活用の方策など様々な施策を検討する「石川県認知症施策推進会議」「石川県認知症高齢者等地域支援ネットワーク推進連絡会議」を開催し、地域の支援体制の充実を図ります。

イ 認知症に関する知識の普及啓発

認知症に関する誤った認識や偏見を解消し、認知症の人が早期に適切なサービスや支援を受けることができるように、認知症の人やその家族による発信支援や、関係団体等とも連携した普及啓発に努めます。

また、認知症サポーター^{※1}の養成や、キャラバンメイト^{※2}の育成、認知症サポーターステップアップ講座^{※3}の開催等を通じて、認知症に関する理解促進を図ります。

さらに、「認知症ハートフルサポート企業・団体^{※4}」の認定を通じて、認知症の人やその家族を地域全体で支えていく体制づくりを支援します。

※1 認知症サポーター … 認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に

対してできる範囲で手助けをする人。認知症サポーター養成講座受講が必要

※2 キャラバンメイト … 認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成講座の講師役

※3 認知症サポーターステップアップ講座 … 認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会。座学だけでなく発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座

※4 認知症ハートフルサポート企業・団体 … 従業員が認知症サポーターであることなど一定の要件を満たしている場合に県が認定した企業等のこと

■ 認知症サポーターの状況

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
認知症サポーター数	100,200	111,866	121,715	125,268

※各年度末現在 (R2はR2.12月末時点)

■ いしかわ認知症ハートフルサポート企業・団体の認定状況

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
いしかわ認知症ハートフルサポート企業・団体認定数	144	150	181	227

※各年度末現在 (R2は見込み)

ウ 地域支援の担い手の活動促進

認知症地域支援推進員*が円滑に活動できるよう、研修を通じて人材育成を推進するとともに、地域における具体的な活動事例等を学ぶ認知症フォーラムの開催により、認知症サポーターや、民生委員、NPO等の担い手を支援し、地域での活動促進を図ります。さらに、「チームオレンジ」の構築を進め、地域の実情に応じた活動につなげていきます。

※認知症地域支援推進員 … 認知症に関する相談に対応し、必要な医療や介護サービスが受けられるよう関係機関への連絡調整を行う人

エ 認知症の人の行方不明対応

全ての市町で取り組んでいる徘徊・見守り SOS ネットワークや、「石川県認知症高齢者等 SOS ネットワーク連絡調整マニュアル」を活用し、行方不明の認知症の人の早期発見に向けて広域で対応します。

オ 認知症の人の居場所づくりと介護者の負担軽減

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置等を推進します。

カ 認知症の人の社会参加支援（再掲）

認知症の人本人が希望を持ち、発症前と同じように社会参加ができるよう、認知症サポーター等の周囲の人と共に地域で活動できるようなパートナーグループづくり（「チームオレンジ」）を推進します。

キ 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の利用の推進

認知症の人など、判断能力が不十分な方の財産管理や権利擁護のため、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の周知及び利用を推進するとともに、市町や地域包括支援センターと弁護士等が連携し、適切な制度の利用に繋がるよう支援します。

■ 福祉サービス利用支援事業の実施状況

単位：件

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
相談件数	20,864	20,007	21,633
うち認知症高齢者	7,202	7,267	7,730
契約件数	106	173	93

ク 認知症予防の推進（再掲）

運動不足の改善や糖尿病・高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において通いの場等の活動が広く実施されるよう支援します。

7 介護保険事業の適正な運営の確保

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、高齢者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することは、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度の構築につながります。

こうしたことから、市町が取り組む介護給付適正化に係る主要5事業^{*}の取組を推進するなど、介護保険事業の適正な運営の確保に努めています。

※介護給付適正化に係る主要5事業 … 要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知

成果指標	現状値	目標値
主要5事業全てに取り組んでいる市町数	17市町 (2020(R2))	19市町 (2023)

(1) 公平・公正かつ適切な要介護認定の実施体制の確保

現状と課題

保険者（市町）が行う要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）は、介護保険の給付対象者となるかどうか、また、必要となるサービス量の上限を決定することから、公平・公正かつ適切な認定が実施され、県民から信頼が得られる実施体制を引き続き確保する必要があります。

■ 要介護認定に関する研修等の実施状況

単位：人

区分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
認定調査員新任研修	179	221	191	165
認定調査員現任研修	731	791	696	770
主治医意見書記載説明会	175	372	385	118
介護認定審査会委員研修	276	284	270	60
介護認定審査会運営適正化研修	22	21	33	32

施策の方向

ア 認定調査員等の研修の実施

認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を実施し、市町における公平・公正かつ適切な要介護認定の体制整備を支援します。

イ 主治医意見書を作成する医師を対象とした説明会の開催

要介護認定における主治医意見書を作成する医師への制度等の周知徹底を図り、市町における要介護認定の円滑な実施を支援します。

ウ 適正な要介護認定調査の確保

業務委託による要介護認定調査の適正な実施を確保するため、市町による定期的なチェック機能の確立を図ります。

エ 介護保険審査会における適正な審理・裁決の確保

要介護認定等に対する不服申立てに対して、石川県介護保険審査会における適正な審理・裁決に努めます。

(2) 介護給付適正化の推進

現状と課題

介護保険制度施行後、介護給付費は年々増加しており、今後も高齢者の増加に伴い、介護給付費も増大することが予測されます。

介護保険制度の持続性及び負担の公平・公正性を高める観点から介護給付の適正化を図る取組を進める必要があります。

このため、「石川県介護給付適正化取組方針」を定め、市町で行う適正化への取組(介護給付費通知や介護給付適正化システムの活用、ケアプランチェック等)を支援しています。

施策の方向

ア 適正化の取組を行う保険者への支援

別に定める「石川県介護給付適正化取組方針 2021」に基づき、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合などの保険者が行う適正化の取組を支援します。

イ 事業者に対する指導・監査等の実施

事業者の指定権者として、指導・監査体制の充実・強化を図り、計画的な事業者指導と迅速・的確な監査を実施します。

(3) 介護サービス事業者に対する指導の徹底

現状と課題

介護給付等対象サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して指導・監査を実施しています。

介護保険制度の改正に伴うサービス種類の追加や加算等の充実を受け、指導・監査に関わる環境も変化してきていることから、こうした変化を踏まえ、より効果的かつ効率的に指導等を行うことが求められています。

施策の方向

ア 介護サービスの質の向上と適正な保険請求の促進

実地指導を通じて、各事業所における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認することで、適切な運営の実現を図ります。

■ 介護保険施設等の実地指導の実施状況 単位：事業所

区分	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
介護サービス事業所	238	220	237

イ 制度内容の周知徹底

事業者を招集して行う集団指導を実施し、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、不正事案等の発生の未然防止を図ります。

ウ 不正事案等における厳正な対応

指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を実施し、事実関係の的確な把握と公正かつ適切な措置に努めます。

第5部 施策の推進方策

■長寿社会プラン2021における成果指標

成果指標	現状値	目標値	成果指標を達成するための 関連指標	現状値	目標値
地域の需要に見合った介護施設等の整備					
特別養護老人ホームの申し込みから入居までの期間が3か月以内の割合	60.9% (2019(R1))	60%以上	介護保険施設の総定員数	12,291床	12,387床
			特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等の定員数	1,867床	2,015床
			退院支援（退院調整）を受けた患者数	20,973人 (2018(H30))	増加
			訪問看護事業所数	133事業所	増加
介護サービスを支える人材の確保と資質の向上					
介護職員数	20,000人 (2019(R1))	23,000人 (2025)	福祉人材センターによる年間就職者数	135人 (2019(R1))	270人 (2025)
			IcT・IoT機器を導入した施設の割合	35%	80%
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり					
要介護認定を受けている後期高齢者の割合	31.1%	30%以下	住民主体の通いの場を利用する高齢者の割合	8.0% (2019(R1))	8%以上
			短期集中（個別）リハビリテーション実施加算算定者数（要介護認定者1万対）	101人 (2019(R1))	全国平均（136人） 並み
			いしかわ長寿大学の修了者数（累計）	1,902人 (2019(R1))	3,100人 (2025年)
			地域見守りネットワーク協定締結事業者数	81事業者	100事業者
			認知症ハートフルサポート企業・団体認定数	227事業所	250事業所
介護保険事業の適正な運営					
主要5事業全てに取り組んでいる市町数	17市町	19市町	市町に対する事務支援・指導	9市町	19市町

※現状値：年次の記載がないものはR2実績（見込み）

※目標値：年次の記載がないものは2023までの目標